

また、当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び仮定の記載（第二号様式記載上の注意② a (e)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

〔b〕・〔c〕 略

〔削る。〕

〔b〕・〔c〕 略

(12) 経営上の重要な契約等

- a 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

〔b〕・〔c〕 略

- d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

- e 略

(13) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて概括的に記載すること。

(14) 主要な設備の状況

- a 略

- b 当中間連結会計期間において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

(15) 設備の新設、除却等の計画

- a 前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末、以下(15)において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

〔b〕・〔c〕 略

(16) 株式の総数等

〔a～i〕 略

- j 相互会社にあっては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」及び「(6) 議

〔b〕・〔c〕 同左

- (d) 「2 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

〔b〕・〔c〕 同左

(12) 経営上の重要な契約等

- a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間、以下(12)において同じ。）において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

〔b〕・〔c〕 同左

- d 当中間連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

- e 同左

(13) 研究開発活動

当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて概括的に記載すること。

(14) 主要な設備の状況

- a 同左

- b 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。

(15) 設備の新設、除却等の計画

- a 前連結会計年度末（中間連結財務諸表を作成していない場合には前事業年度末、以下(15)において同じ。）において計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間、以下(15)において同じ。）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載すること。

〔b〕・〔c〕 同左

(16) 株式の総数等

〔a～i〕 同左

- j 相互会社にあっては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」から「2 株

決権の状況」において同じ。)

〔17～(2) 略〕

〔削る。〕

(23) 〔略〕

(24) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別掲に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(24)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

〔b～d 略〕

- e 提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

- f 中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

(25) 〔略〕

(26) 〔略〕

(27) 〔略〕

(28) 〔略〕

(29) 〔略〕

(30) 〔略〕

(31) 中間財務諸表

a 〔略〕

- b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（(24) dに該当する場合に限る。）には、a、c、d及び(22)から(30)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、c、d及び(32)から(35)までの規定により記載すること。

〔c・d 略〕

(32) 〔略〕

(33) 〔略〕

価の推移」までにおいて同じ。)

〔17～(2) 同左〕

(23) 株価の推移

- a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

- b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。

- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(24) 〔同左〕

(25) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別掲に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下(25)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

〔b～d 同左〕

- e 提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

- f 中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

(26) 〔同左〕

(27) 〔同左〕

(28) 〔同左〕

(29) 〔同左〕

(30) 〔同左〕

(31) 〔同左〕

(32) 中間財務諸表

a 〔同左〕

- b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（(25) dに該当する場合に限る。）には、a、c、d及び(33)から(36)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、c、d及び(33)から(36)までの規定により記載すること。

〔c・d 同左〕

(33) 〔同左〕

(34) 〔同左〕

- (34) [略]
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]
- (40) [略]
- (41) [略]
- (42) [略]
- (43) [略]
- (44) [略]
- (45) [略]

(46) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(88)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

(47) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(89)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(90)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

____財務(支)局長

【提出日】

平成 年 月 日

【中間会計期間】

第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部【企業情報】

- (35) [同左]
- (36) [同左]
- (37) [同左]
- (38) [同左]
- (39) [同左]
- (40) [同左]
- (41) [同左]
- (42) [同左]
- (43) [同左]
- (44) [同左]
- (45) [同左]
- (46) [同左]

(47) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(87)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(87)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

(48) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意(89)に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意(89)中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

____財務(支)局長

【提出日】

平成 年 月 日

【中間会計期間】

第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

[1～3 略
削る。]

4【役員の状況】(8)

5【従業員の状況】(9)

第2【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(10)
- 2【経営成績等の概要】(11)
- 3【経営上の重要な契約等】(12)
- 4【研究開発活動】(13)

第3【設備の状況】

- 1【主要な設備の状況】(14)
- 2【設備の新設、除却等の計画】(15)

第4【経理の状況】(16)

- 1【中間財務諸表】(17)
[(1)～(4) 略]
- 2【その他】(18)

第5【提出会社の参考情報】(19)

第二部【関係会社の情報】(20)

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

- 1【保証の対象となっている社債】(21)
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(22)
[(1)・(2) 略]
- 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(23)

第2【保証会社以外の会社の情報】(24)

[1～3 略]

第3【指数等の情報】(25)

[1・2 略]

(記載上の注意)

[(1)～(4) 略]

(5) 主要な経営指標等の推移

a 略]

b 「5 従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

[(6)・(7) 略]

[削る。]

第1【企業の概況】

[1～3 同左]

4【株価の推移】(8)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

5【役員の状況】(9)

6【従業員の状況】(10)

第2【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(11)
- 2【経営成績等の概要】(12)
- 3【経営上の重要な契約等】(13)
- 4【研究開発活動】(14)

第3【設備の状況】

- 1【主要な設備の状況】(15)
- 2【設備の新設、除却等の計画】(16)

第4【経理の状況】(17)

- 1【中間財務諸表】(18)
[(1)～(4) 同左]
- 2【その他】(19)

第5【提出会社の参考情報】(20)

第二部【関係会社の情報】(21)

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

- 1【保証の対象となっている社債】(22)
- 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(23)
[(1)・(2) 同左]
- 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(24)

第2【保証会社以外の会社の情報】(25)

[1～3 同左]

第3【指数等の情報】(26)

[1・2 同左]

(記載上の注意)

[(1)～(4) 同左]

(5) 主要な経営指標等の推移

a [同左]

b 「6 従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

[(6)・(7) 同左]

8 株価の推移

第五号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。

- (8) 役員の状況
第五号様式記載上の注意④に準じて記載すること。
- (9) [略]
- (10) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- a [略]
- b 当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下bにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- c [略]
- (11) [略]
- (12) 経営上の重要な契約等
[a～c 略]
- d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下dにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) 中間財務諸表
第五号様式記載上の注意④から⑥までに準じて記載すること。
- (18) その他
第五号様式記載上の注意④に準じて記載すること。
- (19) 提出会社の参考情報
第五号様式記載上の注意④に準じて記載すること。
- (20) 関係会社の情報
- a 当中間会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下④において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。
また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容を含む。）について記載すること。

- (9) 役員の状況
第五号様式記載上の注意④に準じて記載すること。
- (10) [同左]
- (11) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- a [同左]
- b 当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- c [同左]
- (12) [同左]
- (13) 経営上の重要な契約等
[a～c 同左]
- d 当中間会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換又は株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e [同左]
- (14) [同左]
- (15) [同左]
- (16) [同左]
- (17) [同左]
- (18) 中間財務諸表
第五号様式記載上の注意④から⑥までに準じて記載すること。
- (19) その他
第五号様式記載上の注意④に準じて記載すること。
- (20) 提出会社の参考情報
第五号様式記載上の注意④に準じて記載すること。
- (21) 関係会社の情報
- a 当中間連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下④において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。
また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容を含む。）について記載すること。なお、中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間に

[b～f 略]

- ㉒ 保証の対象となっている社債（短期社債等を除く。）
第五号様式記載上の注意㉒に準じて記載すること。
- ㉓ 継続開示会社たる保証会社に関する事項
第五号様式記載上の注意㉓に準じて記載すること。
- ㉔ 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
第五号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。この場合において、第五号様式記載上の注意㉒ b 中「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と読み替えるものとする。
- ㉕ 保証会社以外の会社の情報
第五号様式記載上の注意㉕に準じて記載すること。
- ㉖ 指数等の情報
第五号様式記載上の注意㉖に準じて記載すること。
- ㉗ [略]
- ㉘ 社会医療法人債券の特例
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意㉘に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意㉘中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。
- ㉙ 学校法人等の特例
提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意㉙中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	平成 年 月 日
【事業年度】	第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【提出子会社名】(1)	_____
【提出子会社代表者の役職氏名】	_____
【提出子会社本店の所在の場所】	_____

おける提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

[b～f 同左]

- ㉒ 保証の対象となっている社債
第五号様式記載上の注意㉒に準じて記載すること。
- ㉓ 継続開示会社たる保証会社に関する事項
第五号様式記載上の注意㉓に準じて記載すること。
- ㉔ 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
第五号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。この場合において、第五号様式記載上の注意㉒ b 中「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と読み替えるものとする。
- ㉕ 保証会社以外の会社の情報
第五号様式記載上の注意㉕に準じて記載すること。
- ㉖ 指数等の情報
第五号様式記載上の注意㉖に準じて記載すること。
- ㉗ [同左]
- ㉘ 社会医療法人債券の特例
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意㉘に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意㉘中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。
- ㉙ 学校法人等の特例
提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 経営成績等の概要」の項目については、第二号様式記載上の注意㉙に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意㉙中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第五号の四様式

【表紙】	
【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	平成 年 月 日
【事業年度】	第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【提出子会社名】(1)	_____
【提出子会社代表者の役職氏名】	_____
【提出子会社本店の所在の場所】	_____

【縦覧に供する場所】

名称
(所在地)

第1【提出会社の状況】

1 〔略〕

2.【役員の状況】

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計					

第2 〔略〕

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

〔1〕～〔4〕 略

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
種類】(6)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)

【安定操作に関する事項】(8)

【縦覧に供する場所】(9)

名称
(所在地)

第一部 〔略〕

第二部【企業情報】

〔第1～第4 略〕

第5【提出会社の状況】

〔1・2 略〕

【縦覧に供する場所】

名称
(所在地)

第1【提出会社の状況】

1 〔同左〕

2.【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計						

第2 〔同左〕

(記載上の注意)

〔同左〕

〔1〕～〔4〕 同左

第七号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の
種類】(6)

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)

【安定操作に関する事項】(8)

【縦覧に供する場所】(9)

名称
(所在地)

第一部 〔同左〕

第二部【企業情報】

〔第1～第4 同左〕

第5【提出会社の状況】

〔1・2 略〕

[削る。]

[削る。]

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2) 【役員の状況】

(3) 【監査の状況】

(4) 【役員の報酬等】

(5) 【株式の保有状況】

第6 【経理の状況】

1 【財務書類】

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

3 【その他】

第7 【外国為替相場の推移】

[1～3 略]

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

2 【その他の参考情報】

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

3 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高					
最低					

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高					
最低					

4 【役員の状況】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

[加える。]

[加える。]

[加える。]

第6 【経理の状況】

1 【財務書類】

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

3 【その他】

第7 【外国為替相場の推移】

[1～3 同左]

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

2 【その他の参考情報】

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】⁽⁴⁾
 - 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁴⁾
[(1)・(2) 略]
 - 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁴⁾
[(1)～(7) 略]
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁴⁾
[1～3 略]
- 第3 【指数等の情報】⁽⁴⁾
[1・2 略]
- 第四部 【特別情報】
- 第1 【最近の財務書類】⁽⁴⁾
- 第2 【有価証券の様式】⁽⁴⁾
- 第3 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】⁽⁴⁾
(記載上の注意)
- (1) 一般的事項
[a～f 略]
- g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
(a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。

[(b)・(c) 略]
- h 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務書類」及び「第2 有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。⁽⁴⁾及び⁽⁵⁾において同じ。）が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
- i 略
[(2)～(3) 略]
- (14) 新株予約権証券の募集
[a～1 略]
- m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意⁽¹²⁾mに準じて記載すること。
- n 略
- o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意⁽¹²⁾oに準じて記載すること。
- p 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下p及び⁽⁴⁾fにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
- q 略
[(15)～(5) 略]
- ⁽⁴⁾ コーポレート・ガバナンスの概要
第二号様式記載上の注意⁽⁴⁾に準じて記載すること。

- 1 【保証の対象となっている社債】⁽⁴⁾
 - 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁴⁾
[(1)・(2) 同左]
 - 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁴⁾
[(1)～(7) 同左]
- 第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁴⁾
[1～3 同左]
- 第3 【指数等の情報】⁽⁴⁾
[1・2 同左]
- 第四部 【特別情報】
- 第1 【最近の財務書類】⁽⁴⁾
- 第2 【有価証券の様式】⁽⁴⁾
- 第3 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】⁽⁴⁾
(記載上の注意)
- (1) 一般的事項
[a～f 同左]
- g 第二部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
(a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社を連結したものについて記載すること。

[(b)・(c) 同左]
- h 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務書類」及び「第2 有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第3 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
- i 同左
[(2)～(3) 同左]
- (14) 新株予約権証券の募集
[a～1 同左]
- m 「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の欄は、第二号様式記載上の注意⁽¹²⁾jに準じて記載すること。
- n 同左
- o 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄は、第二号様式記載上の注意⁽¹²⁾lに準じて記載すること。
- p 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
- q 同左
[(15)～(5) 同左]
- ⁽⁴⁾ 株価の推移
- a 株式が本邦内の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- b 株式が本邦以外の地域の金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場

(4) [略]

(4) 監査の状況

第二号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(4) d(a)中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意(4) d(c)及び(4) d(f)iv中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意(4) d(f)i中「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意(4) d(f)ii中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

(4) 役員報酬等

第二号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(4) 株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(4) [略]

(4) 財務書類

a [略]

b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度

相場についてaと同様の記載をし、当該金融商品取引所名を注記すること。

c 株式が店頭売買有価証券として本邦内の認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

d その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

e 株価は普通株について記載すること。

(4) [同左]

(4) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。

(4) 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(4) a中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。）又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意(4) b中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意(4) c中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

[加える。]

(4) [同左]

(4) 財務書類

a [同左]

b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度

のもの)を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類(附属明細表については最近1事業年度のもの)であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類(四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度(以下㉒において「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下㉒において「第1四半期会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(以下㉒において「提出期間」という。)を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下㉒において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下㉒において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) [略]

c [略]

㉓ [略]

㉔ その他

a [略]

b 最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。㉒bにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c 第二号様式記載上の注意㉒c及びd又は㉒d及びeに準じて記載すること。

d [略]

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ 提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意㉒に準じて記載すること。

㉘ [略]

㉙ [略]

㉚ [略]

㉛ [略]

㉜ 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあっては受託者)の企業情報について記載すること。

[a・b 略]

のもの)を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類(附属明細表については最近1事業年度のもの)であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類(四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a) 最近事業年度の次の事業年度(以下㉒において「次の事業年度」という。)における最初の四半期会計期間(以下㉒において「第1四半期会計期間」という。)終了後令第4条の2の10第3項に規定する期間(以下㉒において「提出期間」という。)を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下㉒において「第2四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間

(b) 次の事業年度における第2四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第2四半期会計期間の次の四半期会計期間(以下㉒において「第3四半期会計期間」という。)終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第2四半期会計期間

(c) [同左]

c [同左]

㉓ [同左]

㉔ その他

a [同左]

b 最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。㉒bにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c 第二号様式記載上の注意㉒c及びd又は㉒d及びeに準じて記載すること。

d [同左]

㉕ [同左]

㉖ [同左]

㉗ 提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意㉒に準じて記載すること。

㉘ [同左]

㉙ [同左]

㉚ [同左]

㉛ [同左]

㉜ 保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社(第19条第3項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。)その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等(例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあっては受託者)の企業情報について記載すること。

[a・b 同左]

㉔ [略]

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意④に準じて記載すること。

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 _____

【代表者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 _____

【代理人の氏名又は名称】 _____

【代理人の住所又は所在地】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 _____

【届出の対象とした募集（売出）金額】 _____

【安定操作に関する事項】 _____

【縦覧に供する場所】 名称 _____
(所在地)

[第一部・第二部 略]

第三部【発行者情報】

[第1～第4 略]

第5【提出会社の状況】

[1・2 略]

[割る。]

㉔ [同左]

㉕ [同左]

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

㉙ 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第二部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、提出者の属する国・州等の法人制度全般について記載するとともに、医療法人に関する制度の内容についても記載すること。また、「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意④に準じて記載すること。

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 _____

【代表者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 _____

【代理人の氏名又は名称】 _____

【代理人の住所又は所在地】 _____

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【連絡場所】 _____

【電話番号】 _____

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 _____

【届出の対象とした募集（売出）金額】 _____

【安定操作に関する事項】 _____

【縦覧に供する場所】 名称 _____
(所在地)

[第一部・第二部 同左]

第三部【発行者情報】

[第1～第4 同左]

第5【提出会社の状況】

[1・2 同左]

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					

[削る。]

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2) 【役員の状況】

(3) 【監査の状況】

(4) 【役員の報酬等】

(5) 【株式の保有状況】

[第6～第9 略]

[第四部～第六部 略]

(記載上の注意)

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報」及び「第六部 組織再編成対象会社情報」については、第二号の六様式の記載上の注意に、それ以外の項目については、第七号様式の記載上の注意に準じて記載すること。

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

関東財務局長

平成 年 月 日

第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

最低(円)						
-------	--	--	--	--	--	--

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高(円)						
最低(円)						

4 【役員の状況】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[第6～第9 同左]

[第四部～第六部 同左]

(記載上の注意)

[同左]

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

関東財務局長

平成 年 月 日

第 期(自平成 年 月 日至平成 年 月 日)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称
_____ (所在地)

第一部【企業情報】

[第1～第4 略]

第5【提出会社の状況】

[1・2 略]

[削る。]

[削る。]

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】⁽²⁾

(2)【役員の状況】⁽³⁾

(3)【監査の状況】⁽³⁾

(4)【役員の報酬等】⁽²⁾

(5)【株式の保有状況】⁽³⁾

第6【経理の状況】⁽³⁾

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称
_____ (所在地)

第一部【企業情報】

[第1～第4 同左]

第5【提出会社の状況】

[1・2 同左]

3【株価の推移】⁽²⁾

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高(円)					
最低(円)					

4【役員の状況】⁽³⁾

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⁽³⁾

(2)【監査報酬の内容等】⁽³⁾

①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

②【その他重要な報酬の内容】

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④【監査報酬の決定方針】

[加える。]

[加える。]

[加える。]

第6【経理の状況】⁽³⁾

- 1 【財務書類】⁽³⁾
- 2 【主な資産・負債及び収支の内容】⁽³⁾
- 3 【その他】⁽³⁾

第7 【外国為替相場の推移】⁽³⁾

[1～3 略]

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】⁽³⁾

第9 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】⁽⁴⁾
- 2 【その他の参考情報】⁽⁴⁾

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】⁽⁴⁾
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁴⁾
[(1)・(2) 略]
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁴⁾

第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁴⁾

[1～3 略]

第3 【指数等の情報】⁽⁴⁾

[1・2 略]

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

[(1)～(4) 略]

⁽⁵⁾ 発行済株式総数及び資本金の推移

- a 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度。⁽⁵⁾において同じ。）（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

[b～d 略]

[(5)～(8) 略]

⁽⁹⁾ コーポレート・ガバナンスの概要

- 1 【財務書類】⁽³⁾
- 2 【主な資産・負債及び収支の内容】⁽³⁾
- 3 【その他】⁽³⁾

第7 【外国為替相場の推移】⁽³⁾

[1～3 同左]

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】⁽³⁾

第9 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】⁽⁴⁾
- 2 【その他の参考情報】⁽⁴⁾

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

- 1 【保証の対象となっている社債】⁽⁴⁾
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁴⁾
[(1)・(2) 同左]
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁴⁾

第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁴⁾

[1～3 同左]

第3 【指数等の情報】⁽⁴⁾

[1・2 同左]

(記載上の注意)

[同左]

[(1)～(4) 同左]

⁽⁵⁾ 発行済株式総数及び資本金の推移

- a 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度。⁽⁵⁾において同じ。）（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

[b～d 同左]

[(5)～(8) 同左]

⁽⁹⁾ 株価の推移

第二号様式記載上の注意⑤に準じて記載すること。

㉓ [略]

㉔ 監査の状況

第二号様式記載上の注意⑤に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑤ d(a) 中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意⑤ d(c)及び⑤ d(f)iv中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意⑤ d(f)i 中「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意⑤ d(f)ii 中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

㉕ 役員報酬等

第二号様式記載上の注意⑥に準じて記載すること。

㉖ 株式の保有状況

第二号様式記載上の注意⑦に準じて記載すること。

㉗ [略]

㉘ 財務書類

第七号様式記載上の注意⑧ a 及び b 本文に準じて記載すること。

㉙ 主な資産・負債及び収支の内容

第七号様式記載上の注意⑨に準じて記載すること。

㉚ その他

a [略]

b 第七号様式記載上の注意⑩ c に準じて記載すること。

c [略]

㉛ [略]

㉜ [略]

㉝ 提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意⑪に準じて記載すること。

第七号様式記載上の注意⑭に準じて記載すること。

㉞ [同左]

㉟ コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意⑮に準じて記載すること。

㊱ 監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意⑯に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑯ a 中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意⑯ b 中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意⑯ c 中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

[加える。]

㊲ [同左]

㊳ 財務書類

第七号様式記載上の注意⑯ a 及び b 本文に準じて記載すること。

㊴ 主な資産・負債及び収支の内容

第七号様式記載上の注意⑰に準じて記載すること。

㊵ その他

a [同左]

b 第七号様式記載上の注意⑱ c に準じて記載すること。

c [同左]

㊶ [同左]

㊷ [同左]

㊸ 提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意⑲に準じて記載すること。

[削る。]

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2) 【役員の状況】

(3) 【監査の状況】

(4) 【役員の報酬等】

(5) 【株式の保有状況】

[第6～第9 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

(1) [略]

(2) 「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち「1 財務書類」に記載したものの以外のものを、第七号様式記載上の注意④に準じて掲げること。

ただし、「1 財務書類」において当事業年度の前2事業年度及び当事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7 項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

最低 (円)						
--------	--	--	--	--	--	--

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

4 【役員の状況】

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)	監査証明業務に基づく報酬 (円)	非監査業務に基づく報酬 (円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[第6～第9 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、当事業年度の前4事業年度及び当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち「1 財務書類」に記載したものの以外のものを、第七号様式記載上の注意④に準じて掲げること。

ただし、「1 財務書類」において当事業年度の前2事業年度及び当事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7 項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日)

【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(4) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】(5) _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】(6) 名称 _____
(所在地) _____

[第一部・第二部 略]
(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。

[(b)・(c) 略]

h [略]

[(2)～(15) 略]

(16) 大株主の状況

a 当四半期会計期間が第2 四半期会計期間 (第1 四半期会計期間 (当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。)) の翌四半期会計期間をいう。b)において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b [略]

(17) 役員 の状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員 (取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下17において同じ。)に異動があった場合に記載すること。

[b～e 略]

(18) [略]

(19) 四半期財務書類

a 次の四半期財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類 (四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。((b)において同じ。)

【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日)

【会社名】(2) _____
【代表者の役職氏名】(3) _____
【本店の所在の場所】 _____
【代理人の氏名又は名称】(4) _____
【代理人の住所又は所在地】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】(5) _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】(6) 名称 _____
(所在地) _____

[第一部・第二部 同左]
(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 同左]

g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したものについて記載すること。

[(b)・(c) 同左]

h [同左]

[(2)～(15) 同左]

(16) 大株主の状況

a 当四半期会計期間が第2 四半期会計期間 (第1 四半期会計期間 (当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。)) の翌四半期会計期間をいう。以下16において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b [同左]

(17) 役員 の状況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員 (取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。)に異動があった場合に記載すること。

[b～e 同左]

(18) [同左]

(19) 四半期財務書類

a 次の四半期財務書類を掲げること。

(a) 提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第1項又は第2項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類 (四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。)は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。((b)において同じ。)

[①～③ 略]

(b) [略]

b [略]

[20～㉔] 略]

㉔ 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [略]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

[c・d 略]

[㉕・㉖] 略]

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【中間会計期間】

第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称
_____ (所在地)

第一部【企業情報】

[第1～第4 略]

第5【提出会社の状況】

1 [略]

[削る。]

2【役員の状況】^㉑

第6【経理の状況】^㉒

1【中間財務書類】^㉓

[①～③ 同左]

(b) [同左]

b [同左]

[20～㉔] 同左]

㉔ 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a [同左]

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下bにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。

[c・d 同左]

[㉕・㉖] 同左]

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成 年 月 日

【中間会計期間】

第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称
_____ (所在地)

第一部【企業情報】

[第1～第4 同左]

第5【提出会社の状況】

1 [同左]

2【株価の推移】^㉔

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

3【役員の状況】^㉕

第6【経理の状況】^㉖

1【中間財務書類】^㉗

2 【その他】⁽⁴⁾

第7 【外国為替相場の推移】⁽⁵⁾

[1・2 略]

第8 【提出会社の参考情報】⁽⁶⁾

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】⁽⁷⁾

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁸⁾

[(1)・(2) 略]

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁹⁾

第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽¹⁰⁾

[1～3 略]

第3 【指数等の情報】⁽¹¹⁾

[1・2 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 略]

g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。

[(b)・(c) 略]

[(2)～(20) 略]

[削る。]

⁽²¹⁾ [略]

⁽²²⁾ [略]

⁽²³⁾ [略]

⁽²⁴⁾ [略]

⁽²⁵⁾ [略]

⁽²⁶⁾ [略]

⁽²⁷⁾ [略]

⁽²⁸⁾ [略]

⁽²⁹⁾ [略]

⁽³⁰⁾ [略]

⁽³¹⁾ [略]

⁽³²⁾ [略]

⁽³³⁾ 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意⁽³⁴⁾に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⁽³⁵⁾に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意⁽³⁶⁾中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

2 【その他】⁽⁴⁾

第7 【外国為替相場の推移】⁽⁵⁾

[1・2 同左]

第8 【提出会社の参考情報】⁽⁶⁾

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】⁽⁷⁾

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁸⁾

[(1)・(2) 同左]

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁹⁾

第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽¹⁰⁾

[1～3 同左]

第3 【指数等の情報】⁽¹¹⁾

[1・2 同左]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a～f 同左]

g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。

(a) 有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社と連結子会社を連結したもののについて記載すること。

[(b)・(c) 同左]

[(2)～(20) 同左]

⁽²¹⁾ 株価の推移

第七号様式記載上の注意⁽²²⁾に準じて記載すること。

⁽²²⁾ [同左]

⁽²³⁾ [同左]

⁽²⁴⁾ [同左]

⁽²⁵⁾ [同左]

⁽²⁶⁾ [同左]

⁽²⁷⁾ [同左]

⁽²⁸⁾ [同左]

⁽²⁹⁾ [同左]

⁽³⁰⁾ [同左]

⁽³¹⁾ [同左]

⁽³²⁾ [同左]

⁽³³⁾ [同左]

⁽³⁴⁾ 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意⁽³⁴⁾に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⁽³⁵⁾に準じて記載すること。なお、第二号様式記載上の注意⁽³⁶⁾中「最近事業年度」とあるのは「最近中間会計期間」と読み替えて記載すること。

備考 表中の「」に記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記する。